

令和 6 年 天草市農業委員会第 8 回総会議事録

令和 6 年 8 月 27 日天草市役所本庁 3 階第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	本 田 実 君	2 番	山 下 和 弘 君
3 番	金 棒 康 二 君	4 番	淀 川 洋 一 君
5 番	猪 原 真 滋 君	6 番	中 村 三 千 人 君
7 番	野 中 幸 廣 君	8 番	平 岡 敬 則 君
9 番	川 口 明 君	11 番	黒 川 紀 世 子 君
12 番	端 田 睦 子 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

10 番	富 崎 ま す み 君	13 番	山 並 彰 一 郎 君
------	-------------	------	-------------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	上 原 和 之	局長補佐	松 本 馨
参 事	内 田 富 隆	書 記	宮 川 楓 大
書 記	池 上 翔		

開 会

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 51 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 52 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 53 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 54 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 55 号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第 7	議第 56 号	非農地証明書交付申請について
日程第 8		報告事項について

閉 会

開 会 14 時 00 分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和 6 年天草市農業委員会第 8 回総会を開会致します。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。大変暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。体調を崩され、本日欠席された委員もおられますので、ご自身の体調には十分注意していただきたいと思います。現在、農地利用最適化推進委員の皆さんに利用状況調査で担当地区の農地の現況を確認していただいております。気温の高い日が続いており、現在までに入力完了している地区は全体の 2 割程度にとどまっていると伺いましたので、1 か月延ばして 9 月末を入力期限としたいと思います。また、8 月 30 日に予定しておりました農地利用最適化推進記念大会ですが、台風 10 号の影響で中止になったと連絡がありました。後ほど詳しく説明致しますが、農地利用最適化推進委員には全て中止の連絡を行ったことです。本日欠席された委員につきましても、後日連絡をしてもらうようお願いした次第です。それと、9 月 12 日に農業者年金特別研修会が予定されておりますが、天草市は農業者年金の新規加入者が目標人数を大幅に更新する結果となり、表彰を受ける予定でございます。これも皆さんのご協力のおかげでございますので、改めて感謝申し上げます。また、9 月に五和町で遊休農地解消事業としてひまわりの植栽活動を行います。草刈りや耕耘、畝立等お手数をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思います。本日は、3 条が 11 件、4 条が 3 件、5 条が 3 件、利用権設定が 17 件、非農地申請が 8 件、合計 42 件の案件が提出されております。慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○事務局（上原和之君） 本日は、10 番の富崎委員、13 番の山並委員より欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、2 番山下委員、3 番金棒委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 51 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。浜崎町の譲受人は、菊陽町の譲渡人より、下浦町の田 303 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真で

す。次が現地の写真になります。資料③の１ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜と果樹を栽培される計画です。また、資料②の１ページの面積の欄に括弧書きで実測面積を記載しております。これは、登記されている面積と分筆予定図を作成する際に測量した面積が異なっており、そのどちらも許可証に反映させる必要があるため、記載しております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（黒川紀世子君） 11 番黒川です。先日、現地確認を行いました。事務局の説明どおりで分筆するために測量した形跡があり、隣の宅地が空き家でそこに移住するとのことでしたので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に２番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） ２番について説明します。久玉町の譲受人は、久玉町の譲渡人より、久玉町の田 1,637 ㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3 番（金棒康二君） 3 番金棒です。先日現地確認を行いました。申請地では水稻を栽培されていました。親子間での贈与であるため問題ないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に３番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） ３番について説明します。新和町の譲受人は、川原町の譲渡人よ

り、新和町の田 1,239 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6 番（中村三千人君） 6 番中村です。8 月 21 日に柳推進委員と現地確認を行いました。売買に関しては特に問題はないと思いますが、基盤整備がなされている土地は 3 条で取得する際に特別な要件はないのでしょうか。

○事務局（上原和之君） 転用の場合はありますが、3 条申請では譲渡人と譲受人の双方で売買をする上で支障がないことを確認していただいてから申請されておりますので、一般的な 3 条申請と要件が変わるところはありません。

○6 番（中村三千人君） 分かりました。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4 番について説明します。倉岳町の譲受人は、倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田 953 ㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道有明倉岳線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。また、本日は山並委員が欠席のため、山並委員の意見を代読させていただきます。先日現地確認を行いました。義理の親子間での贈与であり、譲受人の自宅に隣接する農地ですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。天草町の譲受人は、天草町の譲渡人より、天草町の畑 799 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 389 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。8 月 26 日に松本推進委員と現地確認を行いました。写真のとおりきれいに管理されておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 6 番について説明します。本渡町の譲受人は、北海道の譲渡人より、河浦町の田と畑 6,491 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹と水稻を栽培されています。また、譲受人の住所が本渡町になっておりますが、申請地付近に借家があり、現在はそこから通作されていることを確認しております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。8 月 22 日に吉田推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、譲受人は宮野河内地区出身ですが、本渡町の息子さんのところに住所を移されています。元々借りていた家から通作されておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 7番について説明します。河浦町の譲受人は、北海道の譲渡人より、河浦町の畑81㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。8月23日に小林推進委員と現地確認を行いました。譲受人の自宅のすぐそばの農地で、これから野菜を栽培されとのことでしたので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 8番について説明します。五和町の譲受人は、宇城市の譲渡人より、五和町の田と畑1,378㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。8 月 25 日に原田推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は宇城市に住んでおりまして、管理ができないので手放したいとのことでした。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 9 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 9 番について説明します。五和町の譲受人は、宇城市の譲渡人より、五和町の田 696 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。8 月 25 日に原田推進委員と現地確認を行いました。先ほどの案件と譲渡人が同じ方です。譲受人も専業農家で普段から頑張っておられますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 10 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 資料②の 3 ページをご覧ください。10 番について説明します。大分県の譲受人は、神奈川県譲渡人より、五和町の田 3,374 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。8 月 24 日に小松山推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は神奈川県にお住まいで、月に 1 回天草に来て管理しておりましたが、今回、譲受人が空き家と農地をセットで購入されるとの話を伺いました。譲受人は 9 月に天草に移り住まれるとのことでしたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 11 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 11 番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田 106 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。8 月 26 日に馬場推進委員と現地確認を行いました。申請地付近の地区は近年、遊休農地が増加しております。面積が小さい農地になりますが、有効活用していただいておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 52 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 4 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑 168 m²を個人住宅及び物置兼車庫に転用している案件

です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅及び物置兼車庫として利用したいため、住宅 1 棟、物置兼車庫 1 棟、庭として利用する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。8 月 21 日に堤内推進委員と現地確認を行いました。

申請者の祖父の代から転用されておりまして、農地法の許可が必要だと知らなかったとおっしゃっていました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。転用者は小松原町の個人で、八幡町の畑 756 m²を貸駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込まれるため、駐車場 41 台として利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願いします。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日山下推進委員と現地確認を行いました。申請地の周りには商業施設や住宅が広がっており、土地改良事業で整備された後に駐車場として貸し出

し始めたとのことでした。農業ができるような場所ではなく、始末書も提出されておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の田 648㎡を駐車場及び通路に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。申請地は、土地改良区の施行に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請者が営む事業で利用するための駐車場及び通路が不足しているため、工事車両用駐車場3台、従業員用駐車場3台、通路として利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願いします。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。8月18日に松本推進委員と現地確認を行いました。申請者は建設業を営んでおりまして、平成6年に工事した際に転用申請も完了しているものだと思っていたとのことでした。特に問題はないと思いますが、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第53号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

いてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の5ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は浜崎町の個人で、下浦町の田158㎡を売買により取得し、宅地拡張及び駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、購入予定である空き家の駐車場が不足しているため、住宅1棟、倉庫1棟、自家用駐車場5台、来客用駐車場2台、庭、転回スペース、通路として利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先ほど3条であった案件の隣の農地です。空き家を購入し転居する予定ですが、その駐車場が不足しているため、今回申請がなされています。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は本渡町の個人外1名で、佐伊津町の畑327㎡を売買により取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在アパート住まいで、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場4台、庭として整備し利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、堤内推進委員と現地確認を行いました。個人住

宅の建築を計画されております。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。転用者は宇城市の個人外1名で、本渡町の田と畑337.24㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、天草へ移住するために、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場4台として整備し、利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。宅地に転用して住宅を建てたいとのことでしたので、何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第54号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56

号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の6ページから12ページをご覧ください。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が9件、再設定が3件、合計12件で、筆数34筆、総面積が55,460㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の9ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第6、議第55号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の13ページから14ページをご覧ください。更新の計画が5件、再配分の計画が0件、利用権移転の計画が0件、合計5件で、筆数10筆、総面積が11,192㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人であり、資料③の10ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第7、議第56号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が2件、有明地域が1件、天草地域が4件、五和地域が1件の計8件です。筆数は全体44筆、面積は26,749㎡となっております。資料③の11ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の15ページから17ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から4番の地図です。黄色

で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が5番から19番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。こちらは全部で8枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。6枚目です。7枚目です。8枚目です。次が20番から26番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと約〇〇km、〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。次が現地の写真になります。こちら全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。次が27番から35番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。次が36番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が37番から42番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が43番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が44番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番から4番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 5番から19番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 20番から26番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 27 番から 35 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 36 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 37 番から 42 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 43 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 44 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 日程第 8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 資料②の 18 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届、第 4 条の許可不要転用届はありませんでした。第 5 条の許可不要転用届は 2 件。1 つは携帯基地局として利用したい、1 つは鉄塔用地として利用したいというものでした。以上です。

○議長(本田実君) これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもって、令和 6 年天草市農業委員会第 8 回総会を閉会致します。

閉 会 15 時 20 分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

萩田 実

署名委員

山下 和弘

署名委員

金棒 康二